



秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(二一・総務課).....	1
○知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳の交付に 関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則(二 二・障害福祉課).....	1
公営企業管理規程	
○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(四・公営 企業課).....	1

規 則

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の
一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

総合政策課	活力ある農村集落づくり推進チ ーム
科学技術課	医工連携プロジェクトチーム
健康推進課	メタボリックシンドローム予防推 進チーム

第四条の前の見出しを削る。
第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を
加える。

第四条 活力ある農村集落づくり推進チームは、組織規則第六条
総合政策課の項第三号に掲げる事務のうち、農村の集落の活性
化に関する事務を分掌する。

第四条の前の見出しとして「(所掌事務)」を付する。

第六条を次のように改める。

第六条 メタボリックシンドローム予防推進チームは、組織規則
第七条第一項健康推進課の項第二号に掲げる事務のうち、メタ
ボリックシンドロームの予防の推進に関する事務を分掌する。
第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八
条とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳の交付に関す
る事務を福祉相談センター所長に委任する規則をここに公布す
る。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十二号

知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳の交付に
関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則
(事務の委任)

第一条 知事の権限に属する次に掲げる事務を福祉相談センター
所長に委任する。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第
十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付
- 二 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談
所又は福祉相談センターにおいて知的障害と判定された者に
対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項
の記載があるものをいう。)の交付

(報告の義務)

第二条 福祉相談センター所長は、知事が別に定めるところによ
り、前条の規定により委任された事務の処理状況について、知
事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布す
る。

平成二十一年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規
程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一
号を加える。

七 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をして
いる職員

第二十条第五項中「第一項に規定する職員を除く。」を削り、
「第一項第一号から第六号まで」を「第一項各号」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第
二十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄